(別記様式第1号)

計画作成年度	平成28年度
計画主体	岩美町

岩美町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 岩美町役場産業建設課 所在地 岩美郡岩美町大字浦富675-1 電話番号 0857-73-1562 FAX番号 0857-73-1590 メールアドレス sangyou@iwami.gr.jp

1 対象鳥獣の種類

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ(以下「シカ」という)、ハシブトガラス・ハシボ ソガラス(以下「カラス」という)、ヌートリア、アライグマ、ツキノワ グマ(以下「クマ」という)
計画期間	平成28年度~平成30年度
対象地域	岩美町全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成27年度)

	1		
		被害の現状	
鳥獣の種類	品目	被害	数 値
		面積(a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲	3 4 4	3, 052
	野菜類など	_	_
シカ	麦	1 9	5 6
	水稲	_	_
カラス	梨	_	_
ヌートリア	水稲	_	_
アライグマ	水稲、イチゴ	_	
クマ	柿、栗、梨	_	_

(2)被害の傾向(平成27年度)

〇イノシシ

捕獲頭数は近年、増加傾向にあり平成27年度には400頭を超えていることから、個体数は増加しているものと推測される。水稲を中心に野菜類、イモ類で農作物被害が発生しており、加えて掘り起こしによる農地や畦畔、道路等への被害も発生している。山間部は侵入防止柵等の整備が進んでいるが、対策を行なっていない沿岸地域の農地にも出没しており、被害額も増加傾向にある。

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
被害額(千円)	3, 448	2, 329	2, 723	2, 469	3, 052
被害面積(a)	303	186	230	592	344

○シカ

鳥取県東部では捕獲頭数が急激に増加しており、本町においても平成25年度以降、捕獲頭数の増加が著しく、今後も被害の拡大が予想される。特に山間部において被害の割合が高くなっており、近年では野菜類の畑や水稲の被害が発生している。被害の多い山間部で侵入防止柵の整備が進んでいる一方、被害発生集落の半数以上で対策が行なわれていない現状にある。

○カラス

野菜類への被害が主で、梨等の果樹被害も発生している。また、過去には牛舎に侵入 し、牛に危害を加える行為が発生している。今後も注意が必要である。

○ヌートリア

過去には水稲、野菜類で被害が発生している。今後も被害の発生が予想される。

○アライグマ

過去には果樹被害の発生、近年では岩井、大谷集落でイチゴの食害が発生している。 住宅地周辺など生息域の拡大がみられ、家屋への侵入等の被害も発生している。今後も 被害の拡大が予想される。

○クマ

被害発生地は南部の山間部がほとんどで、過去には梨等の食害が発生している。際立った農作物への被害は常態化していないが、農地での目撃事例もあり、今後も被害の発生が予想される。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(平成27年度)	目標値(平成30年度)
イノシシ	3 4 4 a	172a
(水稲、野菜類)	3,052千円	1,519千円
シカ	1 9 a	9 a
(麦、水稲)	5 6 千円	28千円

(4) 従来講じた被害防止対策

(=)	時した灰百砂並バ水	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に	(捕獲体制)	(捕獲体制)
関する取	猟友会員に有害鳥獣捕獲許可を発	猟友会員の減少・高齢化による実捕
組	行し、猟友会の協力を得て捕獲体制を	獲人員の減少。銃猟免許取得者がいな
	整備している。	い地域もあり、捕獲従事者の養成・確
	平成 27 年度より、狩猟免許取得及	保が必要。
	び狩猟登録に係る経費の一部を助成	
	し、捕獲従事者の負担軽減を図ってい	
	る。	
	○イノシシ、シカ	○イノシシ、シカ
	集落ごとに要望を取りまとめ、捕獲	捕獲後の処分の問題(労力、負担の
	檻や箱わな等の整備費用の一部を助	増加)。シカに関しては、取組集落が
	成している。希望する猟友会員には、	少ないため活動範囲が拡大している。
	くくりわなを1基配布し、捕獲体制を	また、鳥獣の隠れ家となりうる藪等の

25 年度から緊急捕獲事業を活用し、 捕獲の強化に取り組んでいる。

強化している。シカに関しては、平成 | 刈り込みや緩衝帯の整備について、十 分な促進がなされていない。

○クマ

第一種特定鳥獣 (ツキノワグマ) 保 護計画に基づき捕獲、学習放獣を行っ ている。また、町内小学生にクマ鈴を 配布し、被害の防止に取り組んでい る。

○カラス

県下一斉に行われるカラス捕獲に 参加している。

カラスの餌付けとならないよう、く ず野菜、くず果実等は処分するよう指 導している。

○ヌートリア、アライグマ

一般農業従事者に対する捕獲講習 会を実施し、捕獲従事者の確保を図っ ている。

防護柵の 鳥取県鳥獣被害総合対策事業によ る、侵入防止柵等の設置を行ってい る。また、侵入防止柵の設置が飛び地 とならないよう、集団的な取り組みを 指導している。

○クマ

集落周辺で出没が多発する場合や 人身被害が想定される場合に備え、第 一種特定鳥獣 (ツキノワグマ) 保護計 画に基づく段階的対応が実施できる 体制を整備しておくこと必要である。

○カラス

猟銃を発砲できない区域にカラス が滞在しており、駆除が進みにくく、 箱わなの整備が必要である。

テグスや防鳥網の設置等の対策も 行なわれているが、いずれも個人単位 の対策にとどまっている。

○ヌートリア、アライグマ

防除実施計画捕獲従事者の人数は 増えているが、捕獲活動実績に反映さ れていない。

設置に関 する取組

集落からの要望により、侵入防止柵 で農地を囲う取り組みを行なってい るが、里部での集落一体的な整備が進 んでいない。

また、整備後の管理等の問題によ り、緩衝帯設置の促進ができていな 11

(5) 今後の取組方針

○全鳥獣対象

正確な被害状況の把握と発生要因の分析を行い的確で効果的な対策を実施する。また、 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある 場合の対処について、速やかに対策を講じる。

○捕獲従事者の養成・確保

捕獲を担う従事者の高齢化が進み、実働人員が減りつつある。新たな従事者の育成・

確保対策を推進する。また、本町単町事業として、狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の一部を助成することで、捕獲従事者の負担軽減・確保を図る。

○銃猟者の確保

農作物の被害軽減のため柵の整備と併せ、鳥取県東部1市4町(鳥取、岩美、八頭、若桜、智頭)と関係団体で平成28年度に整備した射撃場を活用するなど、銃猟者確保に努める。

○獣肉の活用

捕獲したイノシシ、シカは埋設等による処理が行われており、狩猟期を中心にごく一部が自家消費されている。解体処理施設の整備については、鳥取県東部で設置している「いなばのジビエ推進協議会」の中で検討していく。

【各鳥獣に対する取組方針】

○イノシシ

里部での侵入防止対策を積極的に推進し、侵入防止柵の設置が飛び地とならないよう、 集団的な取組を推進する。

また、農地と山林を明確化するため、隠れ家となりうる藪等の刈り込みや緩衝帯の整備を促進する。

()シカ

集団的な取り組みを推進するとともに、侵入防止の複合柵の整備を促進する。また、個体数の増加を抑えるため、捕獲活動への支援を行い、捕獲の強化に取り組む。

○カラス

カラスの餌付けとならないよう、くず野菜、くず果実等の処分を推進する。銃や箱わなによる捕獲のほか、テグスやネットの整備を推進するとともに、一斉捕獲及び追い払いにより、農作物に寄せ付けない対策を行う。

○ヌートリア、アライグマ

防除実施計画に基づき年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

また、一般農業従事者に対する捕獲講習会等を実施し、捕獲数の増加を図る。

○クマ

侵入防止柵の設置はもとより、集落に近づけさせない取組を推進し、捕獲する場合は、 第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護計画に基づき実施し、集落に近づけさせない取組 を推進する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町は有害鳥獣捕獲業務について岩美町猟友会と委託契約を締結し、有害鳥獣の駆除 捕獲を行っている。

今後は、地域の状況を勘案しながら鳥獣被害対策実施隊の設置など新しい捕獲体制の整備を検討していく。

【猟友会会員構成状況】 銃猟従事者 7人 わな猟従事者 36人

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来種防除計 画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。

【捕獲従事者の登録状況】 166人(平成28年3月31日現在)

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容					
	イノシシ	・狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の助成によ					
	シカ	る負担軽減及び人材確保					
75-4	カラス	・シカの一斉駆除					
平成 28年度	クマ	・箱なわ、くくりわなの整備					
2 8 平皮		・射撃場の整備及び活用					
	ヌートリア	・捕獲講習会の開催による人材の確保					
	アライグマ	・箱わなの整備					
	イノシシ	・狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の助成によ					
	シカ	る負担軽減及び人材確保					
₩ 	カラス	・シカの一斉駆除					
平成 29年度	クマ	・箱なわ、くくりわなの整備					
23年及		・射撃場の活用					
	ヌートリア	・捕獲講習会の開催による人材の確保					
	アライグマ	・箱わなの整備					
	イノシシ	・狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の助成によ					
	シカ	る負担軽減及び人材確保					
₩ +	カラス	・シカの一斉駆除					
平成 30年度	クマ	・箱なわ、くくりわなの整備					
100千皮		・射撃場の活用					
	ヌートリア	・捕獲講習会の開催による人材の確保					
	アライグマ	・箱わなの整備					

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設置の考え方

○イノシシ

過去の実績から年間420頭を計画数とする。水稲被害が主であり、町全域で捕獲 を実施する。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	154	198	249	305	139	151	254	288	409

○シカ

捕獲頭数が増加傾向にあることから年間250頭(平成30年度については年間350頭)を計画数とする。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	_	13	38	43	39	69	87	204	191

○ヌートリア

目撃情報の増加により、年間 5 0 頭を計画数とする。地域からの完全排除を最終目標とする。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	_	7	15	18	18	12	32	40	39

○アライグマ

目撃情報及び捕獲数はまだ少ないので、年間30頭を計画数とし、地域からの完全 排除を最終目標とする。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	_	0	16	6	33	7	11	21	9

○カラス

過去の実績から年間30羽とする。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	15	8	8	9	6	8	1	1	0

対象鳥獣	捕獲計画数等				
N	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
イノシシ	420頭	420頭	420頭		
シカ	250頭	250頭	350頭		
ヌートリア	50頭	50頭	50頭		
アライグマ	30頭	30頭	30頭		
カラス	30羽	30羽	30羽		

捕獲等の取組内容

(岩美町全体)

○イノシシ、シカ

・捕獲手段:くくりわな、箱わな及び銃器を基本とする。

• 実施予定時期:通年

○ヌートリア、アライグマ

・捕獲手段:箱わなを基本とする。

・実施予定時期:通年

○カラス

・捕獲手段:猟銃及び箱わなによる捕獲を行う。

・実施予定時期:通年

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

整備計画の設定の考え方

侵入防止柵が整備されていくに従い未整備地に被害が移行していくので、今後も継続的して計画的・効果的な整備を進める。 (単位:m)

柵の種類	対象鳥獣	H23	H24	H25	H26	H27
ワイヤーメッシュ	イノシシ、	2, 503	400	880	1,500	900
電気柵	シカ、クマ	0	650	0	0	0

対象鳥獣	整備内容					
N 家局訊	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
イノシシ	ワイヤーメッシュ	5,000m	ワイヤーメッシュ	5,000m	ワイヤーメッシュ	5,000m
	電気柵	1,000m	電気柵	1,000m	電気柵	1,000m
シカ、クマ	複合柵	1,000m	複合柵	1,000m	複合柵	1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

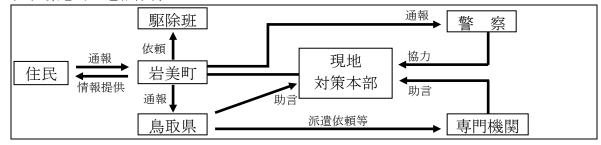
年度	対象鳥獣	取 組 内 容		
2 8	全鳥獣対象	・農作物残さの除去・放任果樹の撤去・緩衝帯の設置・町広報、防災無線等による注意喚起		
2 9	全鳥獣対象	・農作物残さの除去・放任果樹の撤去・緩衝帯の設置・町広報、防災無線等による注意喚起		
3 0	全鳥獣対象	・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去		

- ・緩衝帯の設置
- ・町広報、防災無線等による注意喚起
- 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割		
岩 美 町	住民の安全確保対策、対策本部の設置、駆除班の編成		
鳥 取 県	研究機関等専門家の現地派遣、対策本部・駆除班への助言等		
警察	現場周辺のパトロール、交通整理、広報活動、警戒活動		

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設により処理を行うほか、食肉等としての有効活用を推進するとともに、自己処理 が困難な場合には近隣市町村の焼却処理施設への搬入を促す。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

「いなばのジビエ」の取組みにより食肉等としての有効活用を推進するとともに、解体処理施設の整備についても検討する。

また、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用についても検討し、研究機関等とも連携を取り、有効に利用されるようにする。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称 岩美町鳥獣		式被害防止対策協議会 (表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表
構成機関の名称		役 割
鳥取いなば農業協同組合岩美支店		・被害情報に関すること・被害防止に関すること
岩美町猟友会		・捕獲体制に関すること・被害防止に関すること

岩美町自治会長会	・被害情報に関すること
	・協議会の運営に関すること
岩美町	・被害防止に関すること
	・捕獲対策に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鳥取県農林水産部鳥獣対策センター 鳥取県東部農林事務所農業振興課	○全体計画の支援に関すること
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	○全体計画の支援に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟友会に委託して捕獲体制をとっており、鳥獣被害対策実施隊は設置していないが、 会員がいないために迅速な対応ができない地域もあり、今後、設置の検討を行う。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

現地研修会等を開催し、ワイヤーメッシュ等の正しい設置方法等を農家の方に再度周知する。